

じんけん

啓発紙 2025年

通巻 86号

ありのままのあなた ありのままのわたし



「ありのまま」がつながって やさしい明日がやってくる
心のバリアフリーを
みんなで

静岡県人権週間
12月4日-10日

静岡県人権啓発センター 054-221-3330 全国人権啓発センター 0570-003-110 (みんなの人権 110番)

12月4日から10日は「人権週間」です。例年、この時期を中心に、全国各地で様々な啓発イベントが開催されます。

静岡県では12月9日に伊豆の国市韮山文化センターにて『ふじのくに人権フェスティバル』を開催し、1月9日から1月29日には『企業と人権セミナー』のアーカイブ配信を行います。

今年は、「ありのままのあなた ありのままのわたし」をキャッチフレーズとしました。一人ひとりがそのままで価値がある存在であり、「心のバリアフリー」により互いがつながっていくことを考えるきっかけになるよう、広報を展開します。啓発ポスターやテレビCM、インターネット広告、特設サイトなどをぜひご覧ください。

静岡県 人権週間

検索

も く じ

- P2～4 人権啓発指導者養成講座を開催しました
- P5 「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」(第1回、第2回)
- P6 今後のイベント予定
 - 「ふじのくに人権フェスティバル」「企業と人権セミナー」
 - 「第2回人権講演会」



静岡県
(静岡県人権啓発センター)

人権啓発指導者養成講座を開催しました

【配信期間】令和7年8月8日（金）～28日（木）

【講座1】 人権総論 ～人権保障の砦・裁判所～

根本 猛 氏（静岡県人権啓発センター長）

「人権を守る裁判所」という観点で、重要なのは、「司法権の独立」である。裁判所は国会や内閣等から独立している。そして、裁判官は独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される（憲法第76条）。

第二次世界大戦後、日本を含め、多くの国で違憲審査制が採用されるようになった要因は、合法的に悪行を重ねたナチスドイツの教訓である。人権保障のために、裁判所には議会によって作られた法律をチェックできる機能が必要なのである。かつて、日本の裁判所は違憲審査権の行使に消極的であったが、2005年の「在外選挙制度」の違憲判決以降、「1票の格差」、「女性の再婚禁止期間」、「非嫡出子差別」等で最高裁は人権を擁護する判決を下した。トランスジェンダーの権利・利益にも相次いで親和的な判決を下している。また、今年6月の「生活保護基準引下げ」でも最高裁は違法の判断をした。今後も人権保障の砦として裁判所が果たす役割は大きい。

【講座2】 同和問題 ～私は部落から逃げてきた～

西田 昌矢 氏（フリージャーナリスト）

被差別部落に生まれ育った私は、もともと部落問題に熱心に取り組んできたわけではなかった。新聞記者になっても、自分の出自を知られまいとしていた。しかし、初任地の長崎で、被爆者が自らの辛い体験を語り、核廃絶を訴える姿を見て、自分はこのままでよいのかと思った。部落問題に関わり、自分の話を書こうと思い、縁のある人を訪ねた。友人や家族と話して、部落問題は自分だけではなく若い世代でも抱える苦悩であることがわかった。先人たちの努力によって部落差別は減ってきている一方で、なくなっていない。人生の節目、節目に部落問題に直面することがあるかもしれない。その時に取り返しのつかない傷を負ってしまう可能性があるのは昔も今も変わらない。そして、部落問題だけではなく、性的少数者、在日外国人、障害者等、生きづらさを抱えている「当事者」はすぐそばにいる。胸の奥に押し込んだ切実な願いに答えられる新しい時代をみんなでつくっていききたい。

【講座3】 リスクとの付き合い方を考える情報モラル教育の指導

酒井 郷平 氏（常葉大学教育学部学校教育課程 准教授）

情報活用能力には子どもたちが「情報を上手に活用する力」とともに、活用する際に生じる「リスクに対応する力」も含まれる。これからの情報モラル教育では、リスクを自覚させ、「どの程度のリスクがあるのか」を考える力を付けることが必要となる。そのために子どもたちには「感覚の違いによるリスクの自覚」を促したい。例えば、自分と他人の「嫌なこと」の感じ方は異なり、知らないうちに相手を傷つけてしまうことがあることに気付かせる。また、「リスクをグラデーションで考えさせる」ことも大切である。子どもたちは「何が危険か」はわかっているが、「どれくらい危険か」を判断することが難しい。

「不適切な写真を公開しない」という指導で終わるのでなく、「不適切な写真とは何か、どうすれば掲載してもよい写真になるのか」を考え、共有することが重要である。子どもたちにリスクを「自覚」させ、「自律」を促し、様々な教科で、保護者とも連携しながら、計画的に情報活用能力を育てていきたい。

【講座4】

『LGBTQ+ 出張講座』

NPO 法人 ASTA

性的指向や性自認は、趣味・嗜好ではなくもって生まれたもので、自分で変えられるものではない。性のあり方にはグラデーションがある。LGBTQ+の人々を単に性的少数者としてとらえるのではなく、すべての人々が自分も「性の多様性の当事者だ」と認識すれば、性の多様性がリアルに広がっていく。民間の調査結果ではLGBTQ+の人々は人口の9.7%と推計されるが、当事者の7割は周囲にカミングアウトしていない。「LGBTQ 子ども若者調査 2025」(認定 NPO 法人 ReBit)によると、10 代のLGBTQ+の人々は、SNSでのバッシングや周囲の人からの差別的言動で傷つけられることが多く、この1年で約20%が自殺未遂を経験している。

誰もが生きやすい社会にするために、ALLY(アライ)を増やしたい。ALLYは、性のあり方をはじめとする様々な違いに対し味方でありたいと思う人である。教員ならば授業で多様性を扱う、性別にとらわれない言動をする、当事者に寄り添う、友人ならば友として尊重する。多様な属性を受け止められる相談されやすい大人でありたい。

【講座5】

『外国にルーツを持つ子ども・若者の現状と課題』

田中 宝紀氏

(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者)

外国にルーツを持つ子どものあり方は多様で、見た目や言語、国籍などの違いだけでアイデンティティを判断・理解することはできない。

〈ことばの壁〉日本語指導の支援がないと、孤独・孤立、教育機会の喪失、生活意欲の低下、対話ができず自暴自棄になるなど、人生に深刻な影響を及ぼす。学校に在籍しているうちに早期に支援し、地域社会とつなげておきたい。

〈制度の壁〉専門的な支援団体と連携しながら、必要な権利や社会資源・在留資格などに関する情報を提供し、自分らしく生きられる可能性を広げたい。

〈こころの壁〉外国人の孤独感は日本人の1.8倍である。「日本人に見えるから大丈夫だよ」などのささいな無自覚の差別(マイクロアグレッション)の繰り返し、アイデンティティに影響する。

「〇〇人」などの大きな主語ではなく、名前で呼べるような小さな主語で語り、ことばの壁を乗り越える意思と、相手の存在を認識していることを示しながら、多様性が豊かさにつながる未来をつくりたい。

【講座6】

『発達障害を手掛かりとして考える人権について』

橋口 亜希子 氏(株式会社 Bridges to Inclusion 代表取締役)

発達障害を手がかりとしたUDコンサルタント)

発達障害には、感覚が特別・相手の気持ちがわかりづらい・情報が入りすぎる・予習が大事など多様な特徴がある。サッカーの試合を会場で見たいと思っても、大きな音や人混みが苦手、初めてのトイレに入りづらいなどの困りごとがあり、あきらめてしまう。しかし一人一人の思いやニーズに応じて選択できる環境を整えれば、あきらめが希望に変わり、すべての人の可能性が広がる。

発達障害には自分の思いを伝えることが苦手な傾向がある。まずは当事者の意思表示をもとに配慮を行うことが重要であり、これは人権の本質と言える。支援者が時間をかけ意思表示を支えることで、当事者は相手との合意形成と決定の経験を積み重ねられ、それが当事者の意思表示の力を進化・成長させる。

障害の特徴をなくすのではなく、障害は社会側が作り出している『社会モデル』の考え方をもとに、その人は何が問題で何に困っていてどのように環境調整すれば解決できるのかを考えたい。サッカーJ1 広島の新スタジアムや大阪万博など様々な場所で、発達障害の人が落ち着いて過ごせる部屋やスペースが設置されている。合意形成のプロセスを価値づけ、環境を整備していきたい。

【講座7】

『不登校ひきこもりの親が幸せな理由』

後藤 誠子 氏（笑いのたねプロジェクト代表）

次男が不登校になったとき、子どもの様子を心配するのではなく、不登校の子どもを育てた自分を恥ずかしいと感じ、周囲の目を気にして買い物に行けなくなるなど、精神的に追いつめられた。登校を強く願う自分の思いは、次男に理想の子どもになれない苦しさをもたらし、一時は死を意識させてしまった。

心療内科のひきこもり家族教室に参加し、『やさしく あきらめる』という言葉に出会ったことが大きな転機となった。子どもの思いを何もわからず、自分のことしか考えていなかった過去に気づき、『自分をあきらめよう』と思った。子どもと自分はちがう人間である、だから子どもの人生に介入しないと決め、次男に伝えると「母親に自分の人生を歩んでほしいと思っていた」と言われた。自分のしたいことを徐々に実現させていると、次男も表情が豊かになり、仕事を始めた。

『あなたのままでよい、そのままでよい』をモットーに居場所支援をしている。人は、安心できると元々持っている力を発揮できるようになる。

【講座8】

『旧優生保護法の歴史』

石川 智里 氏（静岡地方法務局人権擁護課 人権擁護係長）

「旧優生保護法」とは、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有することを理由に、生殖を不能にする手術などを本人の同意なく強制することを認めていた法律で、1996年（平成8年）の改正まであった日本の法律である。立法以前から、人権問題を含んだ法律であるとある程度認識されていたが、その時代時代の影響を受けて法律化され、特定の疾病や障害をもった方々に対し、生殖を不能にする手術等を行い、耐えがたい苦痛と苦難を与えてきた。また、このような政策を国が行ってきたことにより、特定の疾病や障がいがある方々に対する差別につながっていた。

令和6年、最高裁判決において、「旧優生保護法」の規定は違憲であるとされたことを受け、国会及び政府はその責任を認め、謝罪するとともに、疾病や障害がある方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶することを決意し、各種施策を推進するとしている。

【講座9】

『静岡県教育委員会の人権教育・人権に関わる市町の実践紹介』

静岡県教育委員会教育政策課・藤枝市

静岡県教育委員会は、令和7年度の人権教育の目標を『自他の人権を大切に
する態度や行動力の育成』、キーワードを『想像しよう 共感しよう～気づき
から行動へ～』とした。「人権に対する正しい理解を深めること」、「人権感
覚を高めること」、「自己肯定感を高めること」、「多様性を尊重すること」
を指導の重点とし、一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、
多様性が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指している。人権教育
の学習例や人権感覚チェックシートを県教委のHPに掲載し、人権教育を推
進している。

藤枝市では、『人権はすべての市民に関わること』との認識のもと、庁内
が連携して人権教育・啓発に取り組んでいる。生涯学習課が「高齢者の
人権」をテーマにした人権教育講演会、男女共同参画・多文化共生課が
中学生対象のジェンダー平等講座、教育政策課が児童生徒や教職員に
ピア・サポートを指導できる教員を育成するための研修会などを開催し
た。また、小中高の児童生徒が参加する「こども・若者会議」が「藤
枝市こども基本条例」の普及啓発として、イベントの企画やリーフレ
ット・グッズの作成、産業祭への出展・PR等を行い、こどもが市の施
策に参画し意見を表明できる権利と場を保障している。

令和7年度 第1回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 8月1日（金） 静岡県総合社会福祉会館

「あなたにとって人権とは？」

松原 美里氏（合同会社ウメハラチャイルドケアコミュニケーションズ・
保育コミュニケーション協会 代表）



子どもとの温かなかわり方を人権から考えたい。

人権を尊重する第一歩は、自分自身を大切にし、自分の気持ちや体の声に耳を傾けることである。できないことは「できない」と言っていし、学びたいことを学べる機会は人生を変えることにもつながる。子どもは、「自分はここにいていいんだ」と感じられる環境が、安心して成長し未来を拓く土台となる。「いや」と言うことや自己選択が尊重されると、他者の権利を侵害しては

ならないことに気づき、価値観の違いを対話しながら乗り越える経験ができる。保護者は、子育ての不安や悩みを否定されずに聴いてもらえたり、孤立せずに子育て支援が受けられたりする環境が『親である自分』を認められる安心感となり、それが子どもの人権保障につながる。

2人組で行ったブラインドウォークでは、安心できると人は前に進める、信じてもらえることが『尊重されている感覚』を生むことが感じられる。自分を大事にしてふっくらとした心で相手にかかわることが、周囲を温かくする。

令和7年度第2回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 10月15日（水）～11月4日（火） 配信

コーチングコミュニケーション「承認」

橋口 奈生 氏（一般社団法人 Seeds growth coaching 代表理事）



人は安心・安全を感じた時に心を開き、言葉を深く受け取る。無意識レベルでお互いの心が開かれた状態を築くために、コミュニケーションでは「上手に話す能力」よりも「関係を作る能力」が大切である。

コミュニケーションにおける「承認」とは、相手のすべてをありのまま受け止め、認め、伝えることである。「成果承認」は成果に対して声をかけることで、誉め言葉を言わなくても、事実のみを伝えるだけでも承認となる。「成長承認」は、成果を出すまでの間、または生きてきた過程のなかで変化したこと、成長したことについて声をかけることである。価値基準を下げ、できて当たり前と思わずに、成果は出ていなくても、小さな変化に気付いて声をかけるようにしたい。「存在承認」は相手の人そのものに声をかけることである。自己肯定感の低い人には、できる、できないに関係なく、相手の存在に気付いているというサインを送り続けることが重要である。承認されることで、安心感、信頼感が生まれ、心に余裕ができ、自ら動き出す力になる。

今後の予定

ふじのくに 人権フェスティバル

日時：令和7年12月9日（火） 開場：13時 開演：13時30分

会場：伊豆の国市韮山文化センター 大ホール

第Ⅰ部 式典・表彰式

- ・第44回全国中学生人権作文コンテスト
静岡県大会入賞作品表彰式
- ・ふじのくに人権宣言唱和

第Ⅱ部 講演会

演題：「苦難を乗り越えて見つけた幸せ～生きる意味と
選択のチカラ～」

講師：さくらいりょうこ 氏（オカリナ奏者・著者）

*入場には事前申込が必要です。

*プログラム等については、都合により変更する場合があります。



【申込：12/1まで】

アーカイブ配信

企業と人権セミナー

演 題：「カスタマーハラスメントから
従業員の尊厳と安全な職場を守る『組織的対応』」

講 師：岩本 愛弓 氏
（一般社団法人ココロバランス研究所 主任研究員）

配信期間：令和8年1月9日（金）9時から
1月29日（木）16時まで

*事前収録したセミナーを期間限定でYouTubeに公開します。

*聴講にはURLが必要です。事前にお申し込みください。



【申込：1/7まで】

アーカイブ配信

第2回人権講演会

演 題：「今から取り組む、私自身の権利擁護～私らしく、生ききるために～」

講 師：川端 伸子 氏
（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事）

配信期間：令和8年2月頃 配信予定

*事前収録したセミナーを期間限定でYouTubeに公開します。

*聴講には事前申込が必要です。詳細は後日ホームページにて御案内します。

令和7年12月発行

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら ▶

静岡県人権啓発

検索

